

No. 25 高浜市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
市民部 経済環境グループ		0566-95-9519	直 通	0566-52-1110
住 所	〒444-1325 高浜市青木町4-1-2		担当者氏名	洞口 凌汰
U R L	https://www.city.takahama.lg.jp/soshiki/keizai/857.html		E-mail	keizaikankyo@city.takahama.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	一般地域	特定地域	人槽区分	一般地域	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [令和7年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
1							1

前年度実績基数 (1基)

(3) [補助対象地域]

下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく衣浦東部流域下水道事業認可区域以外の地域

(4) [特定地域の有無] 有（油が淵流域・県が特に指定する）

(5) [補助対象条件]

- ①既存の専用住宅において現に使用しているみなし浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、新たに処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する者
- ②転換整備に係るみなし浄化槽が接続されている建築物の所在地に住民登録がされている者
- ③転換整備に係る専用住宅について、高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金交付規則（平成14年高浜市規則第43号）による補助金（同規則第4条各号に規定する補助対象工事のうち、2種類以上の補助対象工事を行った場合の補助金に限る）の交付決定を受けている者

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ②専用住宅又は土地を借りている者で、転換整備を行うことについて賃貸人の承諾が得られないもの
- ③市税の滞納がある者
- ④暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう）である者
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員と密接な関係を有する者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①浄化槽設置届出書（審査を経たもの）の写し
- ②設置場所の案内図、配置図及び配管図
- ③専用住宅又は土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④転換整備に係る工事の見積書の写し及び工事請負契約書の写し
- ⑤全国浄化槽推進市町村協議会による登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）及び浄化槽保証登録証
- ⑥担当浄化槽設備士免状の写し（昭和62年度以前の浄化槽設備士資格取得者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し）
- ⑦工場生産浄化槽認定シート又は設計計算書
- ⑧浄化槽工事業登録の写し又は特例浄化槽工事業届出書の写し
- ⑨高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金交付決定通知書の写し
- ⑩同意書
- ⑪その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：補助事業完了後速やかに

- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し又は浄化槽管理カードの写し
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- ③転換整備に係る工事の工事写真（状況が把握できるもの）及び浄化槽本体の型式が確認できる写真

- ④施工した浄化槽設備士による施工検査報告書（チェックリスト）
- ⑤転換整備に係る工事に要した費用の請求書の写し及び領収書の写し
- ⑥高浜市雨水貯留・浸透施設工事完了報告書の写し及び高浜市雨水貯留・浸透施設奨励補助金額確定通知書の写し
- ⑦その他市長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限10万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください